

令和元年 第1回金沢市教育委員会定例会議

- 1 日 時：令和元年5月29日（水） 13時30分～15時00分（予定）
- 2 場 所：金沢市庁舎 2階 201会議室
- 3 審議等

頁

議案第1号	金沢市長土堀青少年交流センター条例施行規則の制定について (生涯学習課)・・・	1
議案第2号	令和2年度使用教科書(小学校用教科書)採択方針について (学校指導課)・・・	8
議案第3号	令和2年度使用教科書(小学校「特別の教科 道徳」)採択方針について (学校指導課)・・・	10
議案第4号	金沢市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会への諮問 (令和2年度使用教科書(小学校用教科書))について (学校指導課)・・・	12
議案第5号	金沢市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会への諮問 (令和2年度使用教科書(小学校「特別の教科 道徳」))について (学校指導課)・・・	14
議案第6号	令和2年度使用教科書(中学校(「特別の教科 道徳」を除く))の 採択事務について (学校指導課)・・・	19
議案第7号	金沢市立義務教育諸学校教科用図書選定委員の委嘱及び任命について 【非公開案件】(学校指導課)・・・	21
議案第8号	金沢市社会教育委員の委嘱等について 【非公開案件】(生涯学習課)・・・	23
その他	(1) 令和元年度「全市一斉学校公開週間」の実施について (2) 次回の定例会議の日程について	

金沢市長土堀青少年交流センター条例施行規則の制定について

令和元年5月29日 提出

金沢市教育委員会
教育長 野口 弘

金沢市長土堀青少年交流センター条例施行規則制定について

制定理由

金沢市長土堀青少年交流センター条例の制定（平成31年3月25日公布、規則で定める日施行）に伴い、同条例の施行に関し、必要な事項を定める。

制定内容

- 1 使用申請（第2条）
- 2 使用申請書の受付期間（第3条）
- 3 使用承認（第4条）
- 4 情報通信を利用したシステムによる使用の申請（第5条）
- 5 使用料の減免（第6条）
- 6 原状回復（第7条）
- 7 使用者の遵守事項・入館の制限（第8条・第9条）
- 8 使用申請書等の様式（様式第1号から様式第3号まで）

金沢市長土堀青少年交流センター条例施行規則

（趣旨）

第1条 この規則は、金沢市長土堀青少年交流センター条例（平成31年条例第5号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（使用の申請）

第2条 条例第9条第1項の規定により、金沢市長土堀青少年交流センター（以下「交流センター」という。）の交流活動室、プレイルーム、多目的室、調理実習室、和室、音楽活動室、学習室、大集会室又は控室（以下「交流活動室等」という。）の使用の承認を受けようとするもの（以下「申請者」という。）は、金沢市長土堀青少年交流センター使用申請書（様式第1号。以下「使用申請書」という。）により、金沢市教育委員会

(以下「教育委員会」という。)に申請しなければならない。その申請の内容を変更しようとするときも、同様とする。

(使用申請書の受付期間)

第3条 使用申請書の受付期間は、次の各号に掲げる団体の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(1) 条例第7条に規定する活動団体（以下「活動団体」という。） 交流活動室等を使用する日（以下「使用日」という。）の3か月前の日の属する月の初日から使用日の前日まで

(2) 活動団体以外の団体 使用日の1か月前の日の属する月の初日から使用日の前日まで

(使用承認書の交付)

第4条 教育委員会は、交流活動室等の使用を承認したときは、金沢市長土堀青少年交流センター使用承認書（様式第2号）を申請者に交付する。

(情報通信を利用したシステムによる使用の申請)

第5条 第2条の規定にかかわらず、交流活動室等を使用しようとするものは、教育委員会が指定する情報通信を利用した交流活動室等の使用を予約するためのシステムを通じて交流活動室等の使用の申請をすることができる。

2 前項の規定により、交流活動室等の使用の申請をしようとするものは、あらかじめ、教育委員会の登録を受けなければならない。

3 前項の登録は、登録を受けようとするものの申請に基づき、登録簿に記載することにより行う。

4 第1項の規定による使用の申請の受付期間は、第3条各号に掲げる団体の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

5 教育委員会は、第1項の規定による使用の申請を受理し、当該使用の予約を登録したときは、その旨を当該申請をしたものに同項に規定するシステムを通じて通知する。

6 第1項の規定による使用の承認の申請をしたもので、次の各号に掲げるものが当該各号に定める場合に該当するときは、これをもって、交流活動室等の使用の承認を受けたものとみなす。

(1) 次号及び第3号に掲げるもの以外のもの 使用に先立ち交流活動室等の使用料（以

下「使用料」という。)を納付したとき。

(2) 活動団体 前項の規定による通知を受けたとき。

(3) 条例第13条の規定により使用料を免除されたもの 当該使用料の免除に係る通知を受けたとき。

(使用料の減免)

第6条 条例第13条の規定に基づき使用料の減免を受けようとするものは、金沢市長土堀青少年交流センター使用料減免申請書(様式第3号)により、市長に申請しなければならない。

(原状回復)

第7条 交流活動室等の使用の承認を受けたもの(以下「使用者」という。)は、その使用を終えたときは、直ちに設備を原状に復さなければならない。

(使用者の遵守事項)

第8条 使用者は、条例に定めるもののほか、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 許可を受けないで寄附金の募集又は物品の販売、宣伝その他営利行為をしないこと。

(2) 許可を受けないで印刷物等を掲示しないこと。

(3) 所定の場所以外の場所で火気を使用しないこと。

(4) 許可を受けないで所定の設備等以外の設備を使用しないこと。

(5) その他交流センターの職員の指示に従うこと。

(入館の制限)

第9条 所長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入館を拒否し、又は退館を命ずることができる。

(1) 風紀を乱し、又は乱すおそれがあると認められる者

(2) 他人に危害を及ぼす物品又は他人の迷惑となる物品を携帯する者

(3) 動物(盲導犬、聴導犬、介護犬等を除く。)の類を携帯する者

(4) その他管理上支障があると認められる者

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、条例の施行の日(令和元年7月7日)から施行する。

様式第1号（第2条関係）

金沢市長土堀青少年交流センター使用申請書

年 月 日

（宛先）金沢市教育委員会

申請者 所在地
団体名
代表者氏名

金沢市長土堀青少年交流センターを使用したいので、次のとおり申請します。

行 事 の 名 称							
使用の目的（内容）							
使 用 人 数							
使 用 の 日 時	年 月 日（曜日）	時	分	から	時	分	まで
	年 月 日（曜日）	時	分	から	時	分	まで
	年 月 日（曜日）	時	分	から	時	分	まで
	年 月 日（曜日）	時	分	から	時	分	まで
	年 月 日（曜日）	時	分	から	時	分	まで
使 用 施 設	使 用 時 間 区 分						摘 要
	午前 (午前9 時から正 午まで)	午後A (午後1 時から午 後3時ま で)	午後B (午後3 時から午 後5時ま で)	夜間A (午後5 時から午 後7時ま で)	夜間B (午後7 時から午 後9時ま で)	全日 (午前9 時から午 後9時ま で)	
<input type="checkbox"/> 交 流 活 動 室							
<input type="checkbox"/> プ レ イ ル ー ム							
<input type="checkbox"/> 多 目 的 室							
<input type="checkbox"/> 調 理 実 習 室							
<input type="checkbox"/> 和 室							
<input type="checkbox"/> 音 楽 活 動 室							
<input type="checkbox"/> 学 習 室 1							
<input type="checkbox"/> 学 習 室 2							
<input type="checkbox"/> 学 習 室 3							
<input type="checkbox"/> 大 集 会 室							
<input type="checkbox"/> 控 室							
使 用 責 任 者	氏 名				連 絡 先		
使 用 料							
備 考							

備考 使用する施設の□の中にレ印を、使用時間区分に○印を記入してください。

収年 第月 号日

金沢市長土堀青少年交流センター使用承認書

所在地
団体名
代表者氏名

様

金沢市教育委員会

印

年 月 日付けで申請のあった金沢市長土堀青少年交流センターの使用については、次のとおり承認します。

行 事 の 名 称							
使用の目的（内容）							
使 用 人 数	人						
使 用 の 日 時	年 月 日（曜日）			時	分	から	まで
	年 月 日（曜日）			時	分	から	まで
	年 月 日（曜日）			時	分	から	まで
	年 月 日（曜日）			時	分	から	まで
	年 月 日（曜日）			時	分	から	まで
使 用 施 設	使 用 時 間 区 分						摘 要
	午前 （午前9 時から正 午まで）	午後A （午後1 時から午 後3時ま で）	午後B （午後3 時から午 後5時ま で）	夜間A （午後5 時から午 後7時ま で）	夜間B （午後7 時から午 後9時ま で）	全日 （午前9 時から午 後9時ま で）	
<input type="checkbox"/> 交 流 活 動 室							
<input type="checkbox"/> プレイルーム							
<input type="checkbox"/> 多 目 的 室							
<input type="checkbox"/> 調 理 実 習 室							
<input type="checkbox"/> 和 室							
<input type="checkbox"/> 音 楽 活 動 室							
<input type="checkbox"/> 学 習 室 1							
<input type="checkbox"/> 学 習 室 2							
<input type="checkbox"/> 学 習 室 3							
<input type="checkbox"/> 大 集 会 室							
<input type="checkbox"/> 控 室							
使 用 責 任 者	氏 名				連 絡 先		
使 用 料							
備 考							

金沢市長土堀青少年交流センター使用料減免申請書

年 月 日

（宛先）金沢市長

申請者 所在地

団体名

代表者氏名

㊞

〔申請者本人が署名する場合は、押印を省略できます。〕

金沢市長土堀青少年交流センターの使用料の減免を受けたいので、次のとおり申請します。

行 事 の 名 称	
使用の目的（内容）	
使 用 の 日 時	年 月 日（曜日） 時 分から 時 分まで
	年 月 日（曜日） 時 分から 時 分まで
	年 月 日（曜日） 時 分から 時 分まで
	年 月 日（曜日） 時 分から 時 分まで
	年 月 日（曜日） 時 分から 時 分まで
使 用 施 設	
使 用 料 の 額	円
減 免 申 請 額	円
申 請 の 理 由	

令和2年度使用教科書（小学校用教科書）採択方針について

令和元年5月29日 提出

金沢市教育委員会
教育長 野口 弘

令和2年度使用教科書（小学校用教科書）採択方針

令和2年度使用教科書（小学校用教科書）の採択においては、石川県教育委員会の採択方針に基づき、次のとおりとする。

- 1 知識及び技能が習得されるようにするための工夫がなされていること。
- 2 思考力、判断力、表現力等を育成するための工夫がなされていること。
- 3 学びに向かう力、人間性等を涵養するための工夫がなされていること。
- 4 金沢市や児童の実情に即し、問題解決的な学習を充実させるための構成や工夫がなされていること。

令和2年度使用教科書（小学校「特別の教科 道徳」）採択方針について

令和元年5月29日 提出

金沢市教育委員会
教育長 野口 弘

令和2年度使用教科書（小学校「特別の教科 道徳」）採択方針

令和2年度使用教科書（小学校「特別の教科 道徳」）の採択においては、石川県教育委員会の採択方針に基づき、次のとおりとする。

- 1 考えを深め、判断し、表現する力などを育むことができるよう、自分の考えを基に話し合ったり書いたりするなどの言語活動の充実が図られるよう配慮されていること。
- 2 問題解決的な学習、道徳的行為に関する体験的な学習の充実が図られるよう配慮されていること。
- 3 主体的に学習に取り組み、自らを振り返って成長を実感したり、これからの課題や目標を見付けたりすることができるよう配慮されていること。
- 4 金沢市の児童の実情に即し、生命の尊厳、自然、伝統と文化、先人の伝記、スポーツ、情報化への対応等の現代的な課題など、多様な題材の充実が図られていること。
- 5 各教科、英語活動、総合的な学習の時間及び特別活動との関連に配慮が見られること。
- 6 教材や内容は、学年相互の関連が図られ、系統的・発展的に構成・配列されていること。
- 7 本文の内容、挿絵、写真及び図等の扱いや、書体、文字の大きさ及び図版等の印刷が児童の発達の段階に適応していること。

金沢市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会への諮問（令和2年度
使用教科書（小学校用教科書））について

令和元年5月29日 提出

金沢市教育委員会
教育長 野口 弘

諮 問（案）

金沢市立義務教育諸学校教科用図書採択取扱要綱第4条第1項に基づき、次の事項について、金沢市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会に諮問します。

令和2年度使用教科書（小学校用教科書）の採択について

金沢市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会は、金沢市教育委員会の採択方針に基づき、教科用図書調査委員会及び各学校の教科用図書研究委員会の報告並びに教科書展示会を通しての一般市民の意見を踏まえ、金沢市教育委員会に教科用図書の採択に係る意見を答申願います。

なお、答申にあたっては、下記の事項に留意されるよう願います。

令和元年5月 日

金沢市教育委員会

記

- 1 学校教育法附則第9条の規定による教科用図書を除き、小学校用教科書は、「小学校用教科書目録」（令和2年度使用）に記載されている調査研究対象となる教科書について答申すること。
- 2 教科書研究にあたっては、学習指導要領の趣旨に留意し、次の観点にたつて、すべての教科書について綿密な調査研究を行い、種目ごとに採択に係る意見を答申すること。
 - （1）基礎的・基本的な知識や技能の習得のため、学習内容を確実に身に付けることができるような記述の充実が図られていること。
 - （2）思考力・判断力・表現力等を育むため、知識や技能を活用して課題を解決する過程を重視した学習の記述の充実が図られていること。
 - （3）児童の興味・関心を生かした自主的、自発的な学習が促されるよう配慮されていること。
 - （4）伝統と文化を尊重する態度、道徳性などを養うための内容や話題・題材の充実が図られていること。
 - （5）現代的な諸課題への対応や各教科等との関連に配慮が見られること。
 - （6）教材や内容は、学年相互間の関連が図られ、系統的・発展的に構成・配列されていること。
 - （7）本文の内容、挿絵、写真及び図等の扱いが、児童の発達の段階に適しており、文字の書体の大きさ、図版等の印刷が適切であること。
 - （8）金沢市の児童の実情に即し、金沢ベーシックカリキュラム等を踏まえた指導との関連が図られていること。
 - （9）「自分で みんなで 考える 金沢型学習スタイル」に基づく学習が展開できるような構成や工夫が図られていること。

金沢市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会への諮問（令和2年度
使用教科書（小学校「特別の教科 道徳」））について

令和元年5月29日 提出

金沢市教育委員会
教育長 野口 弘

諮 問（案）

金沢市立義務教育諸学校教科用図書採択取扱要綱第4条第1項に基づき、次の事項について、金沢市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会に諮問します。

令和2年度使用教科書（小学校「特別の教科 道徳」）の採択について

金沢市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会は、金沢市教育委員会の採択方針に基づき、教科用図書調査委員会及び各学校の教科用図書研究委員会の報告並びに教科書展示会を通しての一般市民の意見を踏まえ、金沢市教育委員会に教科用図書の採択に係る意見を答申願います。

なお、答申にあたっては、下記の事項に留意されるよう願います。

令和元年5月 日

金沢市教育委員会

記

- 1 学校教育法附則第9条の規定による教科用図書を除き、小学校用教科書（「特別の教科 道徳」）は、「小学校用教科書目録」（令和2年度使用）に登録されている調査研究対象となる教科書について答申すること。
- 2 教科書研究にあたっては、学習指導要領の趣旨に留意し、次の観点にたって、すべての教科書について綿密な調査研究を行い、採択に係る意見を答申すること。
 - （1）考えを深め、判断し、表現する力などを育むことができるよう、自分の考えを基に話し合ったり書いたりするなどの言語活動の充実が図られるよう配慮されていること。
 - （2）問題解決的な学習、道徳的行為に関する体験的な学習の充実が図られるよう配慮されていること。
 - （3）主体的に学習に取り組み、自らを振り返って成長を実感したり、これからの課題や目標を見付けたりすることができるよう配慮されていること。
 - （4）金沢市の児童の実情に即し、生命の尊厳、自然、伝統と文化、先人の伝記、スポーツ、情報化への対応等の現代的な課題など、多様な題材の充実が図られていること。
 - （5）各教科、英語活動、総合的な学習の時間及び特別活動との関連に配慮が見られること。
 - （6）教材や内容は、学年相互の関連が図られ、系統的・発展的に構成・配列されていること。
 - （7）本文の内容、挿絵、写真及び図等の扱いや、書体、文字の大きさ及び図版等の印刷が児童の発達の段階に適応していること。

金沢市立義務教育諸学校教科用図書採択取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、金沢市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が、金沢市立義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択について公正且つ適正な実施を図ることを目的とし、採択取扱に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「教科用図書」とは、学校教育法第34条第1項（同法49条及び第62条において準用する場合を含む。）及び同法附則第9条に規定する教科用図書をいう。

(金沢市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会の設置)

第3条 教育委員会は、第1条の目的を達成するため、金沢市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会（以下「選定委員会」という。）を置く。

(教科用図書の採択)

第4条 教育委員会は、金沢市立義務教育諸学校で使用する教科用図書を採択しようとする場合は、選定委員会の意見を聴かなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、新たに文部科学大臣の検定を経た教科用図書が無い場合は、教育委員会は、現行の教科用図書を採択した際の選定委員会の答申書をもとに、採択を行うことができるものとする。

(教科用図書調査委員会及び教科用図書研究委員会の設置)

第5条 選定委員会は、専門の事項を調査研究させるため、教科用図書調査委員会（以下「調査委員会」という。）及び各学校に教科用図書研究委員会（以下「研究委員会」という。）を置く。

(選定委員会の役割及び構成)

第6条 選定委員会は、教育委員会の諮問に応じ、調査委員会及び研究委員会の報告に基づいて審議し、教育委員会に教科用図書の採択に係る意見を答申する。

2 選定委員は12名以内とし、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱又は任命する。

(1) 学識経験者

(2) 金沢市P T A協議会役員

(3) 学校関係者

3 教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者は、選定委員となることができない。

4 選定委員会に委員長及び副委員長をそれぞれ1名置く。

5 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれらを選任する。

6 委員長は、会務を統括する。

7 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(選定委員会の会議の招集)

第7条 選定委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

(調査委員会の委員の委嘱)

第8条 調査委員会の委員は、選定委員会が委嘱する。

(選定委員及び調査委員の任期)

第9条 選定委員及び調査委員の任期は当該年度末までとする。

(公表等)

第10条 教育委員会は、金沢市立義務教育諸学校で使用する教科用図書を採択したときは、次に掲げる事項を公表するものとする。

(1) 当該教科用図書の種類

(2) 当該教科用図書を採択した理由

(3) 教科用図書の研究のために作成した資料

(4) 当該教科用図書の採択に係る教育委員会の会議の議事録

(5) その他教育委員会が適当と認める事項

2 教育委員会は、前項各号に掲げる事項以外の事項について、金沢市情報公開及び個人情報保護に関する条例（平成3年条例第2号）第6条の規定に基づき公開請求があったときは、金沢市情報公開及び個人情報保護に関する条例の規定に基づき、公開するものとする。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成8年5月8日から施行する。

附 則（一部改正）

この要綱は、平成17年5月17日から施行する。

附 則（一部改正）

この要綱は、平成20年6月26日から施行する。

附 則（一部改正）

この要綱は、平成26年5月28日から施行する。

附 則（一部改正）

この要綱は、平成30年6月26日から施行する。

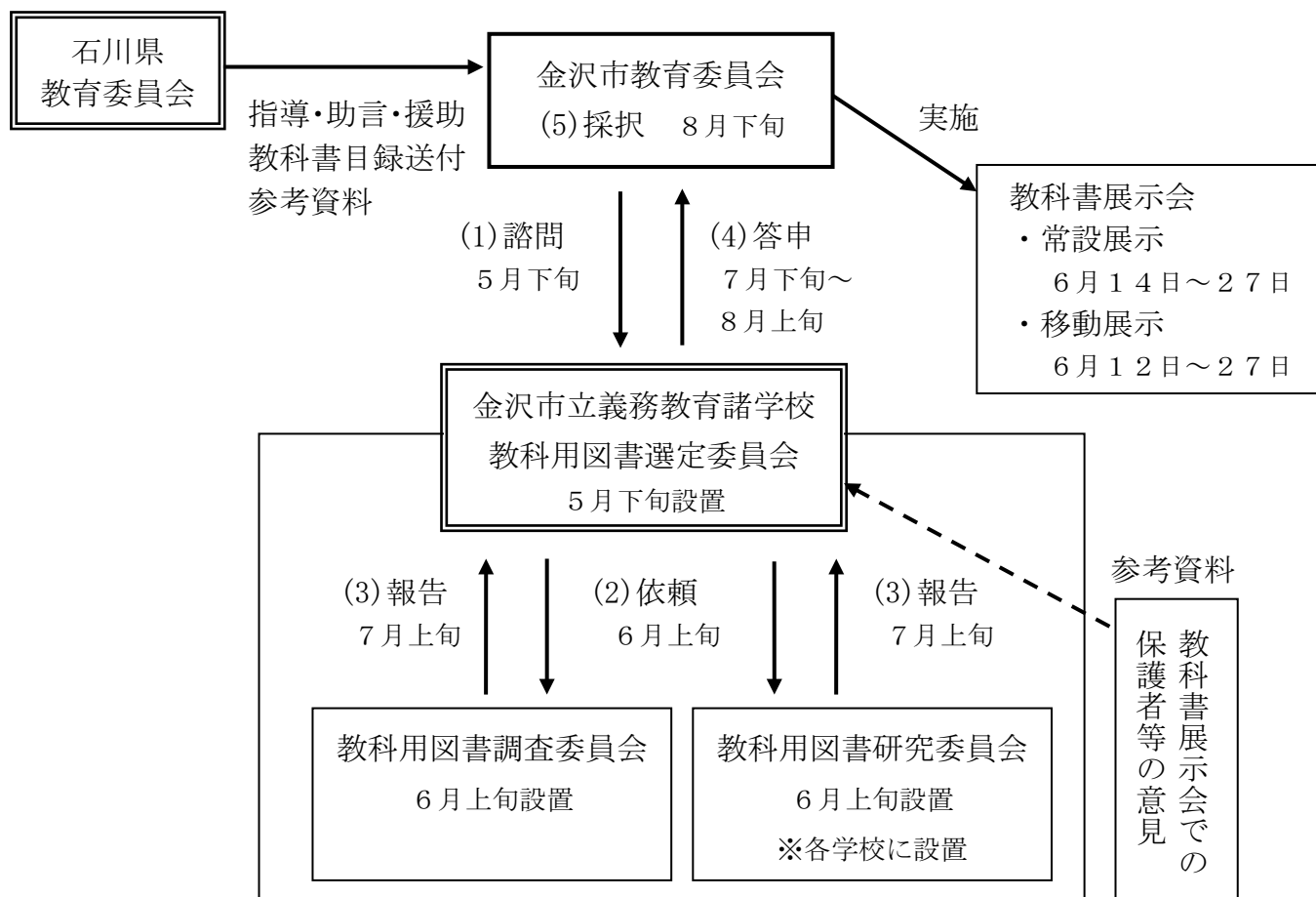
令和2年度使用教科書の採択について

令和2年度から使用する小学校の教科用図書の採択にあたり、本市においては、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」等の関係法令及び「金沢市立義務教育諸学校教科用図書採択取扱要綱」に基づき、採択事務を進める。

[採択の手順]

- (1) 金沢市教育委員会（以下「教育委員会」）は、金沢市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会（以下「選定委員会」）を5月下旬に設置し、教科書採択に係る意見の答申を諮問
- (2) 選定委員会は教科用図書調査委員会（以下「調査委員会」）及び各学校に教科用図書研究委員会（以下「研究委員会」）を6月上旬に設置し、専門的事項の調査研究を依頼
- (3) 調査委員会及び研究委員会は、選定委員会に対し研究結果等を7月上旬に報告
- (4) 選定委員会は、教科書展示会における保護者や市民等の意見も参考としながら、採択すべき小学校用教科用図書の優れている点についてまとめ、7月下旬から8月上旬に教育委員会に答申
- (5) 教育委員会は、この答申を踏まえ、採択すべき教科書を8月下旬に決定

※ 採択結果は9月上旬に公表予定



令和2年度使用教科書（中学校（「特別の教科 道徳」を除く））の採択事務について

令和元年5月29日 提出

金沢市教育委員会
教育長 野口 弘

令和２年度使用教科書（中学校（「特別の教科 道徳」を除く））の採択事務について

令和２年度使用教科書（中学校（「特別の教科 道徳」を除く））の採択事務処理について、下記のとおり簡略化を図る。

1 採択事務簡略化の内容

- (1) 金沢市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会を設置しない。
- (2) 教科用図書調査委員会及び教科用図書研究委員会を設置しない。

2 理由

今年度は、教科用図書採択年度であるが、以下の理由から採択事務の簡略化を図る。

- (1) 新たに文部科学大臣の検定を経た中学校用教科書がないこと。
- (2) 文部科学省より「２０２０年度使用中学校用教科書については、例年どおり、採択権者の判断と責任により、綿密な調査研究を踏まえた上で、適切に採択が行われることが必要となるが、その際、４年間の使用実績を踏まえつつ、平成２７年度採択における調査研究の内容等を活用することも考えられること。」との通知があったこと。（３０初教科第３３号 平成３１年３月２９日付）
- (3) 石川県教育委員会より「２０２０年度使用中学校用教科書（「特別の教科 道徳」を除く）については、新たな文部科学大臣の検定を経たものがないので、石川県教育委員会が作成した『平成２８年～３１年度使用中学校用教科書石川県教科用図書選定資料』、文部科学省において集録作成した『教科書編修趣意書』等を活用すること。」との通知があったこと。（教学第８８号平成３１年４月１９日付）
- (4) 「金沢市立義務教育諸学校教科用図書採択取扱要綱」第４条２項に「前項の規定にかかわらず、新たに文部科学大臣の検定を経た教科用図書が無い場合は、教育委員会は、現行の教科用図書を採択した際の選定委員会の答申書をもとに、採択を行うことができるものとする。」と示されていること。
- (5) 現在発行の教科用図書は平成２７年度に十分に調査研究がなされたものであること。

金沢市立義務教育諸学校教科用図書選定委員の委嘱及び任命について
【非公開案件】

令和元年5月29日 提出

金沢市教育委員会
教育長 野口 弘

金沢市社会教育委員の委嘱等について
【非公開案件】

令和元年5月29日 提出

金沢市教育委員会
教育長 野口 弘

令和元年度「全市一斉学校公開週間」の実施について

1. 趣旨

保護者や地域の方々など広く市民が、学校での子供たちの様子や教育活動を参観できるよう全市一斉学校公開週間を設定し、市立の小・中学校及び市立工業高等学校を公開することにより、地域に開かれた学校づくりを推進する。

2. 実施校

小学校 5 3 校（1 分校）、中学校 2 4 校（1 分校）、市立工業高等学校

3. 実施期間

令和元年 6 月 3 日（月）～ 6 月 9 日（日）

※学校ごとの日程・公開時間は、市ホームページに掲載予定

4. 特色ある取組

6 月 3 日（月） 森山町小学校（防犯教育）

芝原中学校（オリンピック・パラリンピック学習会）

6 月 4 日（火） 北鳴中学校（福祉体験）

6 月 6 日（木） 西南部中学校（歯科衛生士による保健指導）

6 月 8 日（土） 小坂小学校（土曜参観・地域清掃）